

平成 2 9 年

第 12 回 12 月 定例 教育 委員 会 議 事 録

平成 29 年 12 月 26 日

大 野 城 市 教 育 委 員 会

次 第

- 1 招集日時
○招集日 平成 29 年 12 月 26 日
○開会時間 午前 10 時 00 分
○閉会時間 午前 10 時 40 分
- 2 招集の場所 大野城市役所 本館 4 階 委員会室 3
- 3 会議次第
 - (1) 議事録署名委員
平成 29 年第 11 回議事録の署名委員 松本 民仁 委員
今回議事録の署名委員 梶原 千春 委員
 - (2) 議事
第 44 号 大野城市学校運営協議会規則及び大野城市立小中学校管理規則の一部を
改正する規則の制定について
第 45 号 大野城市立小学校プール開放規程の一部を改正する規程の制定について
第 46 号 大野城市心理判定専門員設置要綱の一部を改正する要綱の制定について
 - (3) 教育長報告
①福岡教育事務所管内市町教育委員会教育長会（12 月）について
 - (4) 報告 なし
 - (5) その他
①教育長の業務報告（11 月～12 月分）
②教育委員会の主な行事・業務の予定（平成 30 年 1 月分）
③12 月定例議会 一般質問の概要について
④大野南小学校給食室内での出火事故について
- 4 出席した委員等 吉富 修（教育長） 角 敬之 松本 民仁 梶原 千春
- 5 欠席した委員 安部 一枝 高木 和敏
- 6 出席した職員 教 育 部 長 平田 哲也
教育政策課長 船越 康二
教育振興課長 森永 希代美
教育指導室長 野口 英世
スポーツ課長 船越 善英
ふるさと文化財課長 石木 秀啓
教育政策課係長 葉山 賀瑞江
教育政策課担当 渡邊 洋介
- 7 会議の書記 教育政策課教育政策担当 渡邊 洋介

午前10時00分 開会

○吉富教育長

おはようございます。まず、今日は、高木委員、安部委員につきましては、ご欠席とあらかじめご連絡いただいておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

平成29年最後の定例教育委員会になります。どうぞよろしく願いいたします。

それから、先だっの教育委員会の懇親会につきましては、本当にありがとうございました。お疲れさまでございました。

ただいまより、平成29年12月定例教育委員会を開会いたします。

傍聴の申し出は伺っておりません。進めさせていただきます。

〔議事録承認〕

○吉富教育長

議事録の承認に入らせていただきます。前回の11月定例会にて松本委員さんをお願いしておりましたので、署名をお願いいたします。

○松本委員

はい。

○吉富教育長

今回の議事録の署名につきましては、梶原委員さんをお願いいたします。

○梶原委員

はい。

○吉富教育長

次回の委員会において署名をお願いいたします。

〔議 事〕

〔第44号議案 大野城市学校運営協議会規則及び大野城市立小中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について〕

○吉富教育長

議事に入ります。

第44号議案、大野城市学校運営協議会規則及び大野城市立小中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について説明をお願いいたします。

野口室長、お願いいたします。

○野口教育指導室長

よろしくお願いいたします。お手元の資料の2～3ページをお開きください。

現在、来年の2月14日、大野城市学校運営協議会推進大会に向けて、今、準備を進めているところでございます。

第44号議案、大野城市学校運営協議会規則及び大野城市立小中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について、説明させていただきます。

本件につきましては、学校運営協議会について規定しています、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されましたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

前回、委員会協議会の中でご意見をいただきまして、まことにありがとうございます。以前、委員の定数につきまして、委員会協議会の中で15名のままにしてはどうかとご提案いただいておりますけれども、3ページの第4条3の部分になります、今回、当初の提案どおりの16名で提案させていただいております。

この件につきましては、現在、各学校で委員を定数上限の15名を任命しておりますが、小学校10校中8校、中学校5校中3校となっております、この条文を改正し、実質、定数を1名減らすこととなりますと、委員の選任の際に多大な影響を及ぼす可能性がございます。そのため現状の15名に、前回お示ししておりました学識経験者の1名を加えて、16名とさせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

○吉富教育長

説明は終わられましたね。

○野口教育指導室長

はい。

○吉富教育長

ただいまの説明につきまして、質問ございませんか。いいですか。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

それでは、これより採決に入らせていただきます。

第44号議案について、承認することに異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

異議なしですので、第44号議案は承認すべきものと決めます。

〔第45号議案 大野城市立小学校プール開放規程の一部を改正する規程の制定について〕

○吉富教育長

第45号議案、大野城市立小学校プール開放規程の一部を改正する規程の制定について説明をお願いいたします。

船越課長、お願いいたします。

○船越スポーツ課長

7ページをお願いいたします。

第45号議案について説明いたします。大野城市立小学校プール開放規程の一部を改正する規程の制定についてでございます。理由でございますが、プール使用者の範囲及びプールの開放期間等について明確にするため、所要の改正を行うものです。

8ページをお願いいたします。

改正前・改正後の表の第1条は、大野城市立学校施設使用規則が改正されており、その際に、小学校プールの開放についての事項が第12条から第4条2項に改正されておりますので、改正するものです。

第3条につきましては、中学生や小学生、小学生3年生から6年生の保護者まで入

場許可となっておりますが、現在の実務において、保護者の入場を許可している対象は、幼児の保護者、1、2年生の保護者であるため改正しております。

第4条につきましては、開放時間についての期間の改正を行っております。

9ページをお願いします。

第5条については、プールの開放時間1日当たりの使用回数と使用時間の変更をしております。

第7条では、注意事項の改正内容の文末を統一して、文言の整理をしております。また、第6条の文言は第3条2項に、第9号の文言は第5条3項にそれぞれ明記しておりますので、6号と9号は削除し、それに伴う各号の繰り上げを行っております。

以上で説明を終わります。

○吉富教育長

ただいまの説明について、質問はございませんか。

角委員、お願いいたします。

○角委員

大野城市立学校施設使用規則の改正というのはいつ出したんですか。

○船越スポーツ課長

平成28年の4月1日です。

○角委員

これは教育委員会にかかったんですかね。

○吉富教育長

はい。森永課長、お願いします。

○森永教育振興課長

28年4月1日の改正につきましては、教育振興課から提案させていただいているところでございます。以上です。

○吉富教育長

角委員、いいですか。

○角委員

何月にかかりましたか。

○吉富教育長

4月の教育委員会ですね。

○森永教育振興課長

はい、4月です。

○角委員

28年のですか。

○森永教育振興課長

学校施設使用規則につきましては、何度かお願いしているところでございます。4月と、そのほかにも3度ほどお願いしたことがございます。

以上です。

○吉富教育長

いいですか。

○角委員

はい。

○吉富教育長

お願いします。

○角委員

普通、大体こういう改正をするときに関連条文の変更というのは、法律なんかでは

同時にやります。それをずらした理由は何かあるのですか。

○吉富教育長

船越課長、お願いいたします。

○船越スポーツ課長

全体的にまだ固まってなくて、動く部分がありました。固まりましたので、今回、上げさせていただいております。

○吉富教育長

船越課長、お願いいたします。

○船越教育政策課長

本来であれば、角委員さんがおっしゃるように、改正とともに条項ずれなどについては行うべきものですが、正直、この分についてはそこまで事務局として正確な確認できていなかったこともありまして、今回の改正に含ませていただいたということがございます。

○吉富教育長

よろしいですか。お願いします、角委員。

○角委員

ほかに、この改正に伴ってまた改正するような規則は何かありそうですか。

○吉富教育長

プールの使用についてですか。

○角委員

いえいえ。学校施設使用規則で。

○吉富教育長

じゃあ、船越課長、お願いいたします。

○船越教育政策課長

使用規則の改正に伴うものは、これ以上はないかと思えます。

○吉富教育長

いいですか。

○角委員

はい。

○吉富教育長

それでは、ほかにご確認、質問ございましたらどうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

それでは、これより採決に入ります。

第45号議案について、承認することに異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

異議なしですので、第45号議案は承認すべきものと決めます。

〔第46号議案 大野城市心理判定専門員設置要綱の一部を改正する要綱の制定について〕

○吉富教育長

第46号議案、大野城市心理判定専門員設置要綱の一部を改正する要綱の制定について説明をお願いいたします。

野口室長、お願いいたします。

○野口教育指導室長

失礼します。第46号議案、大野城市心理判定専門員設置要綱の一部を改正する要綱

について説明させていただきます。

お手元の資料の11ページをお願いいたします。

心理判定専門員の職務としましては、現在、心理判定及びその結果を紙媒体で報告するのみといった対応となっております。しかし、保護者からの認識としまして、検査結果についての説明をしていただきたいという声も寄せられております。そのため、今回、心理判定専門員の職務内容として、検査後の説明業務を追加いたしまして、あわせてその報償の額を定めるものでございます。このことにより、お子様の教育に不安を抱えてある保護者の方が、より安心していただけることと考えております。

なお、前回、委員会協議会の中で報償費の単価を、それぞれの業務ごとに分けずに一本化してはどうかというご提案をいただきました。実務上、業務ごとに切り分けてお支払いしたほうが予算の有効活用ができると思われましたので、このような形で提案をさせていただいております。

どうぞよろしく願いいたします。

○吉富教育長

説明が終わりました。ご質問、ご確認ございましたらどうぞ。

角委員、お願いいたします。

○角委員

すみません、施行日が空欄になっておりますけれども、いつになるのでしょうか。

○吉富教育長

ご指摘はわかりますか。

○野口教育指導室長

はい。

○角委員

公布の日からですか。

○野口教育指導室長

予算の関係もございますので、4月1日からになると思います。

○角委員

来年の。

○野口教育指導室長

はい。

○吉富教育長

それでは、ご記入ください。平成30年4月1日。違いますか。

きょうの日付。じゃあ、船越課長、お願いいたします。

○船越教育政策課長

実務上は、ここで承認いただきましたら、この要綱は成立となります。通常ですと、例えば、本日ご了解いただければ本日、番号を取りまして本日付となりますけれども、実務上、4月1日からでも構わなければそれでもかまいません。

○角委員

実務上は4月1日からですね。

○吉富教育長

事務手続上、どちらがよいですか。

○船越教育政策課長

どちらでも構いません。

○吉富教育長

いいですね。では、この会で決していただきましたので良いのでしょうか。ここで決めておかないといけませんでしょうから。

それでは、実務上差し支えなければということで4月1日ですけれども、今日ご承認いただきましたので、平成29年12月26日でご記入をお願いいたします。

それでは、ほかにご確認はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

それでは、これより採決に入らせていただきます。

第46号議案について、承認することに異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

異議なしですので、第46号議案は承認すべきものと決めます。

議案については終わらせていただきます。

〔教育長報告〕

○吉富教育長

4番、教育長報告でございます。

別途、資料になっています。とじ合わせてあるのがあります。

まず、最初は、平成30年度教科用図書採択に係る説明資料一覧とありますが、特に今回委員の皆様方に聞きおいていただくのは、六つ白い丸がありますが、下から2番目の教科用図書調査研究協議会委員の推薦についてでございます。これに関する資料につきましては、資料Dで前から5枚目の資料になります。前から5枚目の資料のところです。

年が改まりましたら、小学校用の教科用図書の採択、中学校の道徳等についての採択の作業が始まります。それにつきまして、親組織としての調査研究協議会を構成する必要がありますので、大野城市から教育長を除く教育委員から選出をという依頼がまいりますので、明けて1月の教育委員会で、またこの件については別途お願いすることになるかと思っておりますので、予告としてお聞きください。

終わります。

次に参ります。平成30年度の学校支援訪問についてです。平成30年度学校支援訪問実施要領について、資料2をご覧ください。

本文の一番上を御覧ください。学校訪問に係る課題を踏まえ、平成30年度からの学校改善訪問を廃止するということとでございます。そのかわりに、教育委員会、学校の課題やニーズについて、こちら側から要請することになります。

以前の学校改善訪問も要請訪問とはなっておりましたが、実際的には教育事務所の計画的な訪問でございました。ですから、この訪問の根拠が、完全にそれぞれの市、地教委から発するものとなってしまいます。例えば、13ページの紙面の箱書きの下の方に例示がありますように、校務運営について課題があるというニーズがありましたら、校務運営について指導をいただきたいといったことで、こちらから要請することになります。ですから、要請しなければ、教育委員さん方が、以前、ご同行いただきましたような場面がなくなることになります。

また、ニーズの調査、そして、それに基づく訪問を要請することになればお諮りしていきたいと思っておりますので、またそのときには相談を申し上げたいと思っております。あとの資料はどうぞお目通しくださいます。よろしく願いいたします。

説明を終わります。ご質問どうぞ。

○角委員

もしも、しなければ、今までの学校改善訪問というのは、大体、5年に1回回ってくるようにとか、ある一定のあれがあったじゃないですか。

○吉富教育長

そうですね。

○角委員

それも廃止して、こちらから要請しなければ、大野城市は市の訪問がゼロという場合もあるわけですね。

○吉富教育長

この方法論でしたら、あり得ます。

○角委員

基本的に何年に一遍ぐらいという割り当てはないんですか。

○吉富教育長

ないです。ただ一つ、これは意見として教育事務所で申し上げたのですけれども、

初任校長、初めて校長に着任した者につきましては県の訪問をするということでしたので、新任であっても立派に学校運営を実施している場合は外してくださいと言いましたが、そこは今のところ外してない模様でございます。今のところ角委員の言われたように、極端に言えば、方法論としてはないということになりますが、それもいかがかと思しますので、学校と相談しながら進めてまいります。

ほかに、お尋ねはありませんでしょうか。いいですか。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

それでは、教育長報告については終わらせていただきます。

〔報 告〕

○吉富教育長

報告は何かありますか。ないですね。

次に6番のその他に進めさせていただきます。

〔その他〕

- ①教育長の業務報告（11月～12月分）
- ②教育委員会の主な行事・業務の予定（平成30年1月分）
- ③12月定例議会 一般質問の概要について
- ④大野南小学校給食室内での出火事故について

○吉富教育長

それでは、ほかに何かございますか。ありませんね。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

それでは、以上をもちまして12月定例教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午前10時40分 閉会